

豊橋市ええじゃないかHACCP推進事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 HACCP導入確認事業（第4条－第8条）
- 第3章 HACCP導入支援事業（第9条）
- 第4章 雑則（第10条・第11条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、食品等事業者の食品又は添加物（以下「食品等」という。）の取扱いに関し、豊橋市食品衛生条例（平成12年豊橋市条例第28号）第2条第1号に規定する危害分析・重要管理点方式（以下「HACCP方式」という。）による衛生管理の導入を推進し、食品等事業者の衛生管理の意識を高めることにより、市内で製造、加工、調理、貯蔵又は販売（以下「製造等」という。）がされる食品等の安全性の確保を図ることを目的とする。

（HACCP推進事業）

第2条 この要綱により実施するHACCP推進事業は、次のとおりとする。

- （1） HACCP導入確認事業
- （2） HACCP導入支援事業

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 施設 豊橋市内で食品等の製造等を行う施設をいう。
- （2） 食品等事業者 豊橋市内で食品等の製造等を行う事業者をいう。

第2章 HACCP導入確認事業

（HACCP導入確認事業）

第4条 食品等事業者は、当該食品等事業者の施設で製造等が行われる製品がHACCP方式に基づく一定の基準（以下「基準」という。）に適合するものであることについて、次条に定めるところにより、保健所長の確認を受けることができる。

2 前項に定める基準は、別記のとおりとする。

(確認の申請)

第5条 前条第1項の確認を受けようとする者は、HACCP導入確認申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

- (1) HACCPチームの編成に係る書類
- (2) 製品に関する説明書(製品説明書)
- (3) 意図する用途等の確認に係る書類
- (4) 調理、製造、加工等の工程一覧図
- (5) 施設の平面図
- (6) 危害要因の分析(HA)に係る書類
- (7) 重要管理点(CCP)の決定等に係る書類
- (8) 管理基準(CL)の設定に係る書類
- (9) モニタリング方法の設定に係る書類
- (10) 改善措置の設定に係る書類
- (11) 検証の実施に係る書類
- (12) 記録と保存方法の設定に係る書類
- (13) 一般衛生管理マニュアル

2 前項の申請は、原則として一の食品等事業者につき、一の製品に限るものとする。

(審査)

第6条 保健所長は、前条第1項に定める確認の申請があったときは、食品衛生監視員(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第30条第1項の規定により豊橋市長に命ぜられた当該職員をいう。以下同じ。)に書類審査及び当該申請に係る製品の製造等を行う施設の立入検査を行わせるものとする。

(確認済証の交付)

第7条 保健所長は、前条の書類審査及び立入検査の結果、基準に適合すると認めるときは、当該申請のあった食品等事業者に対し確認済証(様式第2)を交付するものとする。

(公表)

第8条 保健所長は、別に定めるところにより第4条第1項の確認を受けた食品等事業者の氏名、施設の所在地その他の事項について公表することができる。

2 保健所長は、前項の公表に当たりあらかじめ当該公表の対象となる者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

第3章 HACCP導入支援事業

(HACCP導入支援事業)

第9条 保健所長は、食品等事業者におけるHACCP方式による衛生管理の導入を支援するため、講習会の開催、相談窓口の設置その他の援助を食品衛生監視員に行わせるものとする。

2 前項に定める講習会の開催、相談窓口の設置その他の援助の実施に当たり必要な事項は別に定める。

第4章 雑則

(関係法令の改正等に伴う措置)

第10条 保健所長は、この要綱の施行後HACCP方式による衛生管理に関して関係法令の改正が行われた場合その他公益上必要があると認める場合には、この要綱による実施状況を勘案し、速やかに関係する規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(実施手続)

第11条 この要綱に定めるもののほか、豊橋市ええじゃないかHACCP推進事業の実施に当たり必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。